

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日(火)午後1時31分から午後2時51分

2. 開催場所 合志市役所 2階大会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大藪	真裕美
委員	2番	吉川	幸人
〃	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生
〃	13番	村上	裕宣

4. 欠席委員 (1人)

委員	6番	松野	克紀
----	----	----	----

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請について

第6号議案 農業委員会委員の辞任の同意について

6. 農業委員会事務局職員

局長 緒方 寿雄

次長 坂上 範行

主幹 秋吉 秀美

○事務局長 令和2年11月の農業委員会総会を開催いたします。
開会にあたり、福島会長からご挨拶申し上げます。

○会長（福島求仁子君） 皆さんこんにちは。かなり冷えてまいりまして、霜の害とかも心配になる季節になってまいりましたけれども、いかがお過ごしだったでしょうか。特に畑のほうを見てみますと、酪農の作物であるとか、あるいは大豆の刈り取りあたりが今後進んでいくのではないかなと思っているところでございます。

また、きょうは次期作支援についての農政課からの説明会等も行われておりまして、我が家も主人が出掛けまして、会場の防災センターの半分ぐらいは皆さんお集まりだったよというような話を聞いてまいりました。また16日までに書類を揃えて出してほしいということでしたので、まだ詳しい内容は聞いておりませんでしたけれども、皆様方の中にも次期作支援のほうで申請をされる方は、落としがたいようによろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、きょうも特に5条あたりの申請がたくさんあがっておりますので、皆様からの慎重審議いただきますようよろしくお願ひいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日の総会につきましては、委員14名中、13名の出席でございます。

合志市農業委員会会議規則第6条に規定しております過半数以上の委員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご質疑やご質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

-----○-----

（1）議事録署名者

○議長（福島求仁子君） 議事録署名者につきましては、1番の大藪委員、13番の村上委員を指名しますので、よろしくお願ひいたします。

-----○-----

（2）農家調査及び現地調査員

○議長（福島求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、1番、大藪委員、5番、衛藤委員、7番、吉岡委員、8番、平野委員、9番の峯委員、12番、平山委員、13番、村上委員となっております。適宜意見をお伺ひいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転及び賃借権設定につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページとなります。

図面斜線部分が申請地です。県道大津植木線の南側の農地です。

次に2ページをお開きください。耕作地の現況写真と保有されている農業機械の写真です。

次に3ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので、該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、畑として苺と露地野菜を作付けする予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ、該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の12番、平山委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○12番（平山洋生君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

10月30日、私と大島推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

譲受人は就農7年目の農家さんです。譲渡人が耕作困難のための贈与とのことです。

今後は苺と露地野菜を生産される予定ということです。特に問題はないと思えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん

方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙5ページとなります。

図面斜線部分が申請地です。九州自動車道横、新開地区側の農地です。

次に6ページをお開きください。耕作地の現況写真と保有されている農業機械の写真です。

次に7ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので、該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、現在栗畑でありますこの農地は、今回申請者である譲受人が以前より世話をしており、今後も栗畑として継続予定のため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われまます。よろしく申し上げます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、大藪委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番(大藪真裕美君) それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

10月30日に平山推進委員、事務局と現地調査をいたしました。

申請地は栗畑で、譲受人は以前よりこの農地のお世話をされており、引き続き栗畑として利用される予定ということです。

よろしくご審議の方、お願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問やご意見がないようでございます。採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書2ページをお開きください。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は、認定NPO法人による作業訓練農業としての賃借権の設定でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙9ページとなります。図面斜線部分が申請地です。国道387線の東側の農地です。

次に10ページをお開きください。耕作地の現況写真と保有されている農業機械の写真です。

次に11ページをお開きください。

今回の申請は、当該NPO法人が運営する障がい者就労継続支援A型事業の利用者のための作業訓練農場として利用する目的で申請を行われているものでございます。

農地法施行令第2条第1項に規定されております、『教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合。』に該当する、特殊事情による申請であり、この規定に該当する場合は、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限のうち、第2号の農地所有適格法人要件、第4号の農作業常時従事要件、第5号の下限面積要件については許可の判断要件には含まれないこととなります。残る第1号の全部効率利用要件、第7号の地域との調和要件につきましては特に問題がありませんので、許可することに何ら支障はないものと判断しております。以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の13番、村上委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（村上裕宣君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

10月30日、林推進委員と事務局で農家及び現地調査をいたしました。

借人は合志市に拠点があります認定NPO法人であり、利用者の作業訓練用の畑として借り受けて、専従の農業指導員の指導のもと、アスパラガス、ベビーリーフ等の野菜を生産される予定ということです。特に問題はないと思います。

よろしく審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特によろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問やご意見がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用理由は農業用資材置場への転用です。

議案書別紙の13ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地です。菊池病院の北西側、県道熊本大津線の北側に位置する農地です。

次の14ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は砂利敷きされプレハブも設置され、既に農業用資材置場として利用されている状況でした。申請者には追加で始末書の提出も求め、今後このようなことが無いよう厳重に注意を行ったところでございます。

次の15ページが配置図です。

申請者は芝の生産・販売を行う法人で、事業拡大に伴い既存の資材置場が手狭となったため、近辺に圃場が多くある当該申請地を新たに農業用資材置場へ転用するものです。

16ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農振農用地区域内にある農地であり、原則許可することはできませんが、農振法の規定に基づき農業用施設用地に用途変更されているため、農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に該当し許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、融資証明の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、既に砂利敷き及びプレハブ設置しており、現状のまま農業用資材置場として利用する予定です。

6の計画面積の妥当性については、各資材等の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無についてですが、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、吉岡委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（吉岡 近君） それでは、農家及び現地調査につきまして報告します。

10月30日の午後、村田推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者より内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、申請人が農業用資材置場として農地を転用するものでございます。

追認案件ではありますが、始末書の提出もなされており、申請地は農振農用地の農業用施設用地に指定されており、その用途に沿った農業用資材置場への転用で、その他の許可要件も満たしているため許可もやむを得ないかとかと思います。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。

はい、工藤委員。

○3番（工藤信夫君） これは申請人さんはGreen Lifeさんですよ。この人の土地ではないわけでしょう、土地自体は。

○議長（福嶋求仁子君） はい、では事務局から。

○事務局 土地の名義自体がこの申請人の方、この名義になっておりますので、転用の内容としては第4条許可申請ということになります。

○議長（福嶋求仁子君） そのほか質問はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1につきまして、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は宅地分譲地への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の19ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、国道387号線及び西合志郵便局の西側に位置する農地です。申請地横の点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要が無い登記地目が宅地の部分です。

次の20ページが申請地の現況です。

次の21ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該申請地を売買により取得し、宅地分譲地8区画を整備し販売する計画です。

22ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の23ページでお示ししておりますとおり、約3.5haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり、申請地以外の場所でも適する場所は無いか検討を行われた上での申請であり、許可要件を満たしているということになります。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認してお

ります。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年6月末日までに造成工事完了の予定であり問題ないものと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

5の農地以外の土地の利用見込みにつきましては、隣接する宅地642.79㎡を含めた総事業面積2,385.79㎡の計画で問題ないものと思われま。

6の計画面積の妥当性につきましては、住宅各戸の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

7の宅地の造成のみを目的する場合の妥当性につきましては、建築条件付売買予定地としての要件であります、転用事業者が住宅8棟の建設まで含めた当該転用事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があること、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者にて一定期間内に建築請負契約を締結することを誓約してあること等の各要件を満たしているため例外規定に合致し、許可可能です。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に9月30日付けで提出済であり、現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年10月30日の午前、私と高司推進委員と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。

農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は 譲受人が、宅地分譲8区画として農地を転用するものでございます。

申請地は、都市計画の集落内開発区域内の第2種農地であり、何ら問題は無いかと思ひます。よろしくご審議の方をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしよ

うか。

はい、衛藤委員さん。

○5番（衛藤彰一君） 議案書別紙の19ページの申請地の隣の点線囲みの部分は何ですか。説明されていたようですが、いまひとつよく分からなかったのです。

○議長（福岡求仁子君） それでは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 点線囲みの部分につきましては宅地分譲8区画の事業計画地に含まれているものの、地目が農地ではないため農地転用許可申請が不要な部分ということで、転用許可申請地とは表示方法を分けて記載しています。

○議長（福岡求仁子君） 他にご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福岡求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福岡求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の25ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、セブンイレブン合志竹迫店の南側、県道熊本大津線沿いに位置する農地です。

次の26ページが申請地の現況です。

次の27ページが配置図です。申請者は建築業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、資材置場を整備する計画です。

28ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の29ページにお示ししておりますとおり、申請地の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である城齒科医院及び公益的施設の竹迫みのり保育園が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在す

る農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和2年12月1日より事業に着手し、令和3年3月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われま。

6の計画面積の妥当性については、資材の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の5番、衛藤委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番(衛藤彰一君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年10月30日の午後、私と宮寄推進委員と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。

農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は 譲受人が、資材置場として農地を転用するものでございます。

申請地は、第3種農地であり、何ら問題は無いかと思ひます。よろしくご審議の方をお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、

番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります。11番、荒木委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の31ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、国道387号線の東側、県道大津植木線沿いに位置する農地です。

次の32ページが申請地の現況です。

次の33ページが配置図です。申請者は個人で、譲受人が役員をしている墓石販売会社へ貸しつけ、資材置場として利用する計画です。今回申請地の隣地は、申請人が令和2年4月10日に農地転用許可を受け、現在墓石展示場として利用しており、今回の申請地を含めた一体的な利用を予定されています。

34ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の35ページでお示ししておりますとおり、約9haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり、申請地以外の場所でも資材置場に適する場所は無いか検討を行われた上での申請であり、許可要件を満たしているということになります。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和2年11月16日より工事に着手し、令和2年12月15日までに竣工の予定であり問題ないものと思われまます。

6の計画面積の妥当性については、各資材の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われまます。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の8番、平野委員さんに現地調査の

結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（平野昭代君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年10月30日の午後、私と高村推進委員と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。

農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は 譲受人が、資材置場として農地を転用するものでございます。

申請地は、第2種農地であり、何ら問題は無いかと思えます。よろしくご審議の方をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

番号3の議案審議が終わりましたので、退席中の荒木委員は着席されるよう案内をお願いします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用理由は住宅敷地の拡張で、親子間の贈与による所有権の移転です。

議案書別紙の37ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、県道大津西合志線及びきくちのまんま合志店の南側に位置する農地です。

次の38ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は舗装され既に宅地の一部として利用されている状況でした。申請者には追加で始末書の提出も求め、今後このようなことが無いよう厳重に注意を行ったところでございます。

始末書によりますと、平成5年ごろより当該農地を借受け、舗装し、以来継続し

て宅地の一部として利用してきたということです。農地法についての知識が無く農地転用許可の手続きを怠ってしまったということで、大変反省していますということでございます。

次の39ページが配置図です。申請者は個人で、当該農地を贈与により取得し、隣接宅地の一部として利用する計画です。

40ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の41ページでお示ししておりますとおり、農地の広がりには当該申請地のみであることから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり許可要件可能です。

(2)の一般基準についてですが、3の遅滞なく供することの妥当性については、既に舗装してあり、現状のまま宅地の一部として利用する予定です。

6の計画面積の妥当性については、隣の宅地の敷地面積に今回の拡張部分の面積を加えても、農地転用許可基準であります、個人住宅の上限面積500㎡を超えず問題ありません。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、周辺に農地は無いため問題はありません。

9の農地の利用集積への支障の有無につきましても、周辺に農地は無いため問題はないものと思われまます。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の8番、平野委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番(平野昭代君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年10月30日の午後、私と上野推進委員と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。

農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は譲受人が、住宅敷地の拡張として農地を転用するものでございます。

追認案件ではありますが、始末書の提出もなされており、第2種農地で、その他の許可要件も全て満たしているため許可もやむを得ないかと思えます。よろしくご審議の方をお願いいたします。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○議長(福嶋求仁子君) ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

す。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号4は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への一時転用で、賃借権の設定です。

議案書別紙の43ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、国道387号線の東側、菊池恵楓園の南側に位置する農地です。

次の44ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は砂利敷きされ既に資材置場として利用されている状況でした。申請者には追加で始末書の提出も求め、今後このようなことが無いよう厳重に注意を行ったところでございます。

次の45ページが配置図です。申請者は土木工事業を営む法人で、当該申請地を賃借し、半年間資材置場として利用する計画です。

46ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の47ページにお示ししておりますとおり、約7.5haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり、許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、既に砂利敷きしてあり、現状のまま資材置場として利用する予定です。

5の農地以外の土地の利用見込みにつきましては、隣接する山林132㎡を含めた総事業面積2,907㎡の計画で問題ないものと思われま。

6の計画面積の妥当性については、資材等の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

10の一時転用である場合の妥当性については、市道改築工事における資材置場としての一時的な使用であり、使用後は農地に復元することで理解されており問題はないものと思われま。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の8番、平野委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（平野昭代君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年10月30日の午後、私と山崎推進委員と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。

農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は譲受人が、資材置場として農地を一時転用するものでございます。

申請地は、第2種農地であり、半年後には農地に復元することも誓約されているため、何ら問題は無いかと思えます。よろしくご審議の方をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

賃借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は牛舎への転用で、賃借権の設定です。

議案書別紙の49ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、国道387号線の西側、九州自動車道の東側に位置する農地です。

次の50ページが申請地の現況です。

次の51ページが配置図です。申請者は酪農業を営む法人で、既存の牛舎に隣接す

る当該申請地を30年間の契約で賃借し、牛舎を整備し、乳牛100頭を増頭し、経営規模拡大を図る計画です。

52ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農振農用地区域内にある農地であり、原則許可することはできませんが、農振法の規定に基づき農業用施設用地に用途変更されているため、農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に該当し許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに工事に着手し、令和3年4月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われます。

6の計画面積の妥当性については、牛舎の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、水質汚濁防止法に基づく保健所への特定施設設置届出が菊池保健所に10月13日付で提出済であることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、大藪委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番(大藪真裕美君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年10月30日の午前、私と平山推進委員と農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。

農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は譲受人が、牛舎として農地を転用するものでございます。

申請地は、申請者の既存牛舎に隣接しており、農振農用地ですが、農業用施設用地に指定されており、その用途に沿った牛舎に転用するので、何ら問題は無いかと思ひます。よろしくご審議願ひます。

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定、番号2は、原案のとおり可決されました。

議長を大藪職務代理に交代します。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 続きまして、第4号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっております。

つきましては、その当事者であります5番、衛藤委員、14番、福嶋委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明をいたします前に数字の間違いがありましたので修正をお願いいたします。議案書7ページの総括表の本年累計表の一番下の所有権移転の小計の普通畑の48,284㎡を50,365㎡となります。なので、合計箇所が54,177㎡となります。

申し訳ありませんでした。

それでは、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて、説明いたします。

7ページをお開きください。

令和2年第11回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。

利用権設定、存続期間20年畑が4,100㎡、合計4,100㎡です。15年畑は1,160㎡でしたので合計1,160㎡でございます。

10年の田が11,985㎡、畑は76,617㎡でしたので合計88,602㎡でございます。5年の田が24,000㎡、畑は26,935㎡でしたので合計50,935㎡でございます。3年の畑が11,594㎡、合計11,594㎡でございます。1年1カ月の畑が、36,607㎡でございます。

今回の田の小計は35,985㎡、畑の小計は157,013㎡でしたので合計192,998㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は271,290㎡、畑の小計は706,833㎡で合計978,124㎡でございます。

一番下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の畑の小計は2,081㎡でございます。

続きまして右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。
田の小計は3,812㎡、畑の小計は50,365㎡で合計54,177㎡でございます。
以上、第4号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の8から15ページ中段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、15ページ下段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、5件、19,963㎡でございます。

内契約予定件数は、2件、11,067㎡でございます。

内契約が無い件数、3件、8,896㎡でございます。

なお、こちらの内契約が無い農地については地主さんで適正に管理されるということです。

これで説明を終わります。

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご質疑等はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** ご質問、ご意見等ないようでございますので、採決を行います。

第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議のない方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○**会長職務代理者（大藪真裕美君）** ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

第4号議案の審議が終わりましたので退席中の委員さんは着席されるようご案内をお願いします。

議長を福嶋会長に交代いたします。

○**議長（福嶋求仁子君）** 続きまして、第5号議案、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○**事務局** それでは、議案書16ページをお願いいたします。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、合志市長に対して買入れ協議の通知をするよう要請するものでございます。

これは、農用地売買のあっせん申し出があった場合、耕作を行う上で最も優良な農地である農振農用地を認定農業者等の担い手に集積するため、一時的に熊本県農業公社が農地を買い入れることが特に必要であると判断される場合に、農業委員会は、市長が農業公社と農地所有者に対し、買入れ協議の通知をするよう要請を行う

ものでございます。

本件につきましては10月29日に開催しましたあっせん調整会議におきまして、地元委員であります大藪委員と平山推進委員出席のもと、調整を行いました但し金額が折り合わず不調に終わったため、買入れ協議が必要と判断するものでございます。

農地の場所につきましては次の17ページの位置図のとおりです。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご質疑等はありませんでしょうか。よろしいですか。

はい、吉川委員さん。

○2番（吉川幸人君） 金額が折り合わなかったとのことですが、どれくらいの金額での交渉だったんですか。

○議長（福嶋求仁子君） はい、では事務局から。

○事務局 地主さんとしましては10a当たり300万円を希望されたんですが、農業公社としてはその金額だと次の買い手が付かないのではないかとということで不調となったところでございます。

○議長（福嶋求仁子君） そのほか質問はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見等ないようでございますので、採決を行います。

第5号議案、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請につきまして、承認することに異議のない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入れ協議を行う旨の要請につきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、第6号議案、農業委員会委員の辞任の同意につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局長 それでは第6号議案農業委員会委員の辞任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

議案書に記載しておりますとおり、令和2年11月5日付けで松野克紀委員より市長宛て辞任届の提出がっております。それを受けまして市長より、委員の辞任について、本委員会に諮問がっております。

本案件については、当該委員の辞任に同意を受け、その旨市長に答申しようとするものでございます。

1. 農業委員氏名は松野克紀委員です。
2. 辞任の理由は「病気療養専念のため」。
3. 根拠法は、農業委員会等に関する法律第13条第1項に「委員は正当な理由があるときは、市町村長および農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」という規定でございます。

松野委員におかれましては、先日まで入院されておりました、現在は、退院はされているものの体調が万全ではなく、長期的な療養が必要であるとのことであります。年明けには本格的な治療も開始されるようです。ご本人から「これからの長期的な治療をおこなっていきますので、農業委員として職務遂行が困難であり、ご迷惑をおかけします。」とのことでありました。

今後の長期的な治療により総会に出席できないことや、農地の立会、パトロール等、農業委員の職務遂行に支障が出るであろうことが予想されますので、事務局としては、委員辞任の正当な事由があると認められると考えております。

今後の流れといたしましては、本日農業委員会の同意が得られましたら、本総会の議事録を付して市長へ答申し、市長の決裁日をもって委員の辞任日となります。以上で説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか。

はい、村上委員さん。

○13番（村上裕宣君） 松野委員が辞められた後はどうなりますか。次の方を補充するんですか。それとも欠員のままですか。

○議長（福嶋求仁子君） それでは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 市の規定では、委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、補充に努めなければならないと定められています。欠員によって農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合には補充選任を行う必要がありますが、1名欠員ですので、農業委員さん、推進委員さん方でカバーしていただくことにより、補充は必要ないものと考えています。

○議長（福嶋求仁子君） 他にご意見はございませんか。

はい、工藤委員さん。

○3番（工藤信夫君） 農地法の申請があった場合には、推進委員さんに総会出席や現地調査をお願いするんですか。

○議長（福嶋求仁子君） それでは事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長 お二人の推進委員さんにはこれまでどおり地区の推進委員として担当していただきまして、農業委員さんでは隣の地区にお住いの平野委員さんがおられますので、平野委員さんをお願いしたいと考えています。

○議長（福嶋求仁子君） 他にご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。
第6号議案、農業委員会委員の辞任に伴う農業委員会の同意につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。
よって、第6号議案、農業委員会委員の辞任に伴う農業委員会の同意につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 以上で議案のほうが終わりました。

-----○-----

（4）閉会

○議長（福嶋求仁子君） それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございました。
以上をもちまして、令和2年11月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。
皆さん、大変お疲れさまでございました。

-----○-----

閉 会 午後2時51分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年11月10日

合志市農業委員会会長

農 業 委 員

農 業 委 員